

平成27年10月1日

広島市障害者施策推進協議会委員 各位

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課長

「職員対応要領」作成に係る留意事項及び事例等について（依頼）

平成28年4月1日の障害者差別解消法施行に伴い、国及び地方公共団体等においては、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、又、事務事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられます。

同法では、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、地方公共団体等の職員が適切に対応できるよう、「不当な差別的取扱い」の具体例や、「合理的配慮」の好事例等を示した「職員対応要領」の作成に努めるよう規定されています。

つきましては、こうした事例等について、障害者施策推進協議会委員の皆様から、御意見をいただきたく、別紙調査票により提出していただきますようお願いいたします。

なお、現在、庁内各部署や障害者団体にも意見聴取しております。

また、当該調査結果については、必要に応じて公表する場合がありますので、御承知おきください。

### 1 照会内容（別紙調査票）

- (1) 障害者差別解消に資する施策、事務事業、市職員が対応するに当たっての留意事項など
  - (2) 差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など
  - (3) 障害のある人への配慮の良い事例
  - (4) その他、障害者差別解消法の施行に向けた意見・要望など
- ※ (2)～(4)については、障害者団体を通じて回答された内容と同じであれば、記入不要です。

### 2 提出期限・提出方法

- (1) 提出期限 平成27年10月30日（金）
- (2) 提出方法 別紙調査票を郵送、FAX又は電子データで提出してください。調査票の送付が必要であれば、メールアドレスをお知らせください。

### 3 問い合わせ・回答先

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34

Tel：082-504-2147

Fax：082-504-2256

E-mail：[shougai@city.hiroshima.lg.jp](mailto:shougai@city.hiroshima.lg.jp)